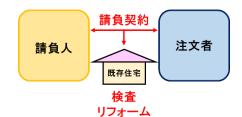


リフォームかし保険

「リフォームワイド」のご案内

1. 保険の概要

リフォーム工事を行い、住宅全体の耐力・防水に関する基本性能を保証する リフォーム事業者が加入するリフォームかし保険です。



「リフォームワイド」には保証範囲に応じて3つのタイプがあります。

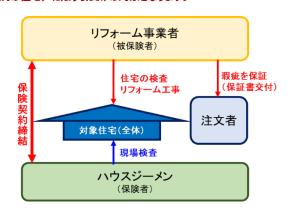
保険のタイプ	概要	対象となる工事(例)
① 構造・防水コース	住宅全体の 構造耐力上主要な部分と雨水の浸入を防止する部分 の ・ 延長保証のため	
② 構造コース	住宅全体の 構造耐力上主要な部分 を保険の対象とします。 ・ 耐震改修工事	
③ 防水コース	住宅全体の 雨水の浸入を防止する部分 を保険の対象とします。	・ 住宅の全面塗装工事・ 防水リフレッシュ工事

- (注) 1. ①と②のコースと、③のコースで構造耐力上主要な部分の工事を行う場合は、新耐震基準を満たす住宅が引受けの対象となります。
 - 2. 共同住宅の場合は、小規模住宅(階数3以下かつ延べ床面積500㎡未満の住宅)に限り引受けの対象となります。

2. 被保険者と保険のスキーム

リフォーム工事を行い、ハウスジーメン所定の保証書で住宅全体の基本構造部分の瑕疵を保証する**登録リフォーム事業者**が被保険者となります。

リフォームワイドを利用する前提として、リフォームワイドを利用できるリフォーム事業者としての事業者登録が必要です。



3. 保険契約の内容等

○ 保険の対象となるリフォーム工事

区分	工事区分	備考
社会工事	住宅の一部の改修工事	
対象工事 住宅と一体となった設備に対する工事		
	住宅と一体となっていない家財や設備等に対する工事	
対象外の工事	外構工事等の敷地内の住宅以外に対する工事	
	基礎の新設を伴う工事(増築工事)	オプションで保険の対象とすることもできます。

○ 保険期間と保険金額

ı	保険期間	保険金額(支払限度額)
	工事完了後の現場検査の適合日から 5 年間	1,000 万円/戸

○ 保険の対象

住宅の**基本構造部分またはリフォーム工事の瑕疵が原因で事故が発生した場合**に、**修補等に必要となる費用**を対象に 保険金を支払います。

保険事故	事故の具体的事象	担保期間
① 構造耐力上主要な部分が 基本的な耐力性能を満たさない場合	・ 梁や床版の沈み込み・ 基礎の不同沈下	伊哈斯朗广甸!"
② 雨水の浸入を防止する部分が 基本的な防水性能を満たさない場合	・ 屋根からの雨水浸入(雨漏れ) ・ 開口部廻りからの雨水浸入(雨漏れ)	保険期間に同じ
③ リフォーム工事の実施部分が 社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	・トイレの取付不良による不具合・施工不良によるクロス等の剥がれ	2 年間または 1 年間

- (注) 「構造コース」における②の事由と、「防水コース」における①の事由はそれぞれ工事の実施部分のみ保険の対象になります。
- (注) 上記のほか、オプションで同時に行う増築工事の瑕疵を保険の対象とできます。(取扱いの詳細は後掲しています)

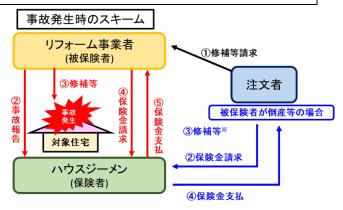
■ 保険の対象となる住宅の基本構造部分

構造耐力上主要な部分	基礎、壁、柱、小屋組、筋交い、床版、梁等の住宅の自重や積載荷重を支える部分
雨水の浸入を防止する部分	・屋根と外壁、および屋根と外壁の開口部に設ける戸や枠、建具・雨水用の排水管のうち屋内等にある部分

○ 注文者による直接請求

この保険の被保険者はリフォーム事業者ですが、次のような場合は**注文者が保険金を請求**できます。

- ・事故の発生時にリフォーム事業者が倒産している場合
- ・事故の発生後、相当の期間を経過してもリフォーム事業 者が修補等を行わない場合



○ お支払いする保険金の範囲と一事故あたりの限度額

※ ③の修補等は、注文者が選定した代替事業者が行います。

修補費用	原状回復に要する 直接修補費用	
調査費用	事故の発生部位や修補範囲・方法を特定するための調査費用	修補金額の 10%(最低 10 万円) で上限金額は50万円
仮住まい・転居費用	住宅の居住者が補修工事のために余儀なくされた 仮住まい費用	50 万円
その他	保険事故を解決するために必要な 争訟費用 や第三者に対する 請 求権の保全費用	

○ 支払保険金の計算式

支払対象となる修補費用等 - 免責金額(最低 10 万円) + 調査費用 + 仮住まい・転居費用

(注) 免責金額は修補費用の20% (最低10万円)、注文者の直接請求の場合は一律10万円となります。

○ 主な免責事由

次の損害に対しては保険金を支払いません。

故意・重過失 により生じた損害	被保険者であるリフォーム事業者や、被保証者である注文者等の故意や重過失を原因とする損害			
	次の事由を原因とする損害			
外来の事由や天変地異 火災、落雷、爆発等の事象		洪水、台風、暴風雨、たつ巻、豪雨等の自然災害 火災、落雷、爆発等の事象 地震や噴火、これらに起因する津波		
外来の事由等 により生じた損害	地盤沈下等	土地の沈下、隆起、振動、軟弱化、土砂崩れ等の事象 土地造成工事の瑕疵		
	経年劣化等	虫食いやねずみ食い、住宅の性質による結露 住宅の自然の消耗(経年劣化)や、さび、かび、腐敗等の事象		
	不適切な維持管理一	住宅の著しく不適正な使用や維持管理		
	次の損害			
	家財への 波及損害等	住宅以外の家財が壊れたことによる損害 住宅や家財等が使用できなくなったことによる損害		
保険の対象 とならない損害	塗装の色むら等	建築材料等の色や柄の選択ミスや、塗装の色むら		
3.0 2.0 3.0 2.0	設備自体の不具合	設置した設備機器自体の不具合(施工瑕疵が原因の場合は対象)		
	事故によらない性能の不足	防音・断熱性能や意図した性能の不足		

	次のいずれかの瑕疵を原因とする損害		
事業者が責任を 負わない瑕疵に	注文者に起因する瑕疵	不適当と指摘を受けたうえで注文者が採用した設計施工や資材の瑕疵	
起因する損害	保険加入後の改修工事	保険加入後に行われたリフォーム工事(修補を含む)の瑕疵	

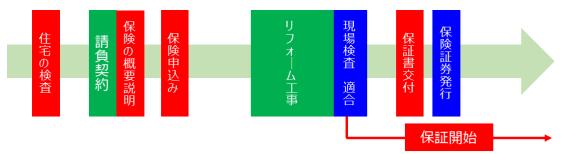
■瑕疵と経年劣化(自然の消耗等)について

- ・ 住宅には年数や環境に応じた経年劣化(自然の消耗等)が生じますが。これは瑕疵ではなく経年に応じて当然に生じるものです。 経年劣化に起因する事象は保険の支払対象とはならないため、築年数や部位そのものや仕上げ材の耐用年数、過去のメンテナンスの実績等を鑑み、適切な工事を行う必要があります。
- ・ 現場検査では、**目視できる範囲に生じているコーキングの破断、雨染み等の不具合事象がないかを確認**しますが、**経年劣化が生じていないなど、住宅のコンディションの評価**は行いません。

4. 保険の申込手続き

○ 保険の申込手続きの流れ

保険の申込みは着工の2週間前を目途に行います。「保険証券」は現場検査への適合後に発行されます。



○ 申込事業者による検査

リフォーム事業者は事前に住宅の現況の確認をハウスジーメンの検査基準に従って行います。

注意

不備が発見された場合は、リフォーム工事で是正しなければ保険に加入できません。

◆ 検査実施者の要件

- ・既存住宅状況調査技術者か、ハウスジーメンの現場検査員研修と同じ内容の研修を受講した方で検査員としてハウスジーメン に提出する名簿に記載された方に限ります。
- ・名簿には検査員の氏名と生年月日のほか、講習または研修の受講記録を記載します。

○ 保険の概要説明

リフォーム事業者は、「概要説明書」を使用して注文者に保険と保証の概要説明を行い、契約内容確認シートに記名押 印を取り付けます。この際、注文者に「重要事項説明書」を渡してください。

概要説明は請負契約の締結の際に行うことを推奨しています。

○ 保険の申込み

保険の申込みは**リフォーム工事の日程の確定後、着工の 2 週間前**を目途に行います。

〇 現場検査

ハウスジーメンは**工事完了後**に現場検査**(住宅の現況とリフォーム工事の施工状況の確認)**を行います。検査はハウスジーメンの検査基準に従って行います。

検査特例

申込事業者の検査を**既存住宅状況調査技術者の資格者**が行っている場合は、その検査を利用して**現場検査の一部(住宅の現況の確認部分)を省略**できます。

■事業者の検査の実施者と現場検査の内容

検査区分	資格者以外が行う場合		資格者が行う場合	
快且区刀	着工前	工事完了後	着工前	工事完了後
申込事業者の検査	〇 (現況)		O (現況)	
現場検査		〇 (現況+施工)		O (施工)

■ 工事内容による追加現場検査

次の部位の新設や撤去または交換を行う場合は、当該工事の完了時にも現場検査を行います。

構造耐力上主要な部分	筋交いの交換や、耐力壁の追加、柱の撤去など
屋根または外壁の防水紙	屋根のルーフィングの交換や、外壁の防水紙の交換を含む壁材の交換など

○ 保証書の交付

リフォーム事業者は**注文者に「保証書(指定書式)」を交付**します。**申込みの受理時**に手続きで使用する**保証書をハウスジーメンから提供**しますので、**提供を受けたものを使用**してください。

○ 保険証券の発行

現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。

web証券

- ・リフォーム事業者が希望する場合は、保険証券をポータルサイト上で発行します。(web証券)
- ・web証券は郵送に要する時間を待たずに発行後すぐに保険証券を受領できます。
- ・web証券は保険期間中いつでもポータルサイトから閲覧することができます。
- (注)提出書類に不備がある場合は、「保険証券」は不備解消後の発行となります。また、リフォーム事業者が当社所定の与信条件を満たさない場合は、保険証券の発行は保険料の支払いの確認後となります。

5.事業者登録

この保険を利用するには**リフォームワイドが利用できるリフォーム事業者として事業者登録が必要**です。登録要件と主な提出書類は次のとおりです。

区分	登録要件		具体的な登録要件	提出書類
	建設業許可		建設業許可 を有すること	建設業許可証
リフォーム事業者共通	リフォームの 遂行能力	リフォーム工事	新築工事またはリフォーム工事の業務実績 があること(2 年間に 5 件以上)	業務経歴書
共 通	(いずれか)	等の業務実績 (いずれか)	新築工事またはリフォーム工事の従事実績のある経験 者が在籍していること(2年以上かつ5件以上)	経験者の名簿
	契約書類の具備		住宅全体を契約の対象とする請負契約の用意があること	請負契約(特約) の見本
117+4	リフォーム 検査遂行 ワイド (両7 利用の	行能力	ハウスジーメンの検査基準に準じて検査マニュアルが定め られていること	住宅の 検査マニュアル
ワイド		方)	ハウスジーメンの検査報告書に準じて報告書が定められ ていること	検査報告書の見本
ための 追加要件	住宅の検査の業務実績		業務実績があること(2年間に5件以上)	業務経歴書
		れか)	検査業務への従事実績のある常勤の建築士が在籍していること(2年以上かつ5件以上)	常勤の建築士である 経験者の名簿
	建築士の在籍		常勤の建築士が在籍 していること	上記の書類

(注) リフォーム事業者が増築特約の利用を前提とする場合は、業務実績として認められるリフォーム工事は増築工事に限ります。

6. 提出書類

申込時の提出書類は以下のとおりです。保険と保証の概要説明を申込みまでに行っていない場合は、「契約内容確認シート」は概要説明を実施したタイミングで提出てください。

共通		現地案内図		
		工事内容を記載した平面図、立面図等の図面		
		検査報告書(指定書式)		
		請負契約書類(特約部分を含む)		
		工事内容申告書(指定書式)(web申込みでは不要)		
		契約内容確認シート(指定書式)		
	新耐震基準の充足が必要な場合	新耐震診断基準を満たしていることが確認できる書類		
オプション	検査特例を利用する場合	状況調査技術者の資格者証		
	性能評価付き住宅の場合	建設住宅性能評価書		

(注) 本紙は保険商品の内容の全てを記載するものではありません。詳細については約款集や重要事項説明書を参照してください。



株式会社 ハウスジーメン

国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第 2 新橋ビル

【お問合せ】

受付センター	TEL	03-5408-8486
	E-mail	info@house-gmen.com

©2021 株式会社ハウスジーメン